

患者のみなさまへ

〔食事提供の入院食事療養費について〕

当院では厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院食事療養費Ⅰに関する届出を行っています。

なお、食事療養は管理栄養士によって行われています。

本年4月1日以降の食事療養費にかかる料金は1食につき690円ですが、健康保険を使用する場合は、1食の自己負担額が以下のとおりとなります。

- 一般の方 510円
- 指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方 300円
- 住民税非課税世帯に属する方（※） 240円
(180円)
- ※かつ、所得が一定基準に満たない方等 110円

なお、特別食が提供される場合は、1食当り76円が加算されますが、健康保険を使用する場合は、1食当りの自己負担の加算はありません。

食事の提供時間は、次のとおりです。

朝食	昼食	夕食
7時20分頃	12時頃	18時以降

配膳コース等により、病棟ごとの提供時間が多少異なる場合があります。

また、当院では厚生労働大臣の定める基準により、下記の病棟において食堂を備えており、食堂加算を算定しております。

記

南2F-1階病棟・南2F-2階病棟
南3F-1階病棟・南3F-2階病棟

令和7年4月
病 院 長